

○太政官勅第三號
明治十七年(五月)第
キ水產物ヲ取扱ノ下
三字ヲ追加ス
右奉 勅官勅告候事
明治十八年一月

明治十八年一月十日 太政大臣公爵三條實美
ノヌヌテ御此旨相達候事

時事新報

日本男兒ハ人ニ倚リテ事ヲ爲サズ
ニモ文那ニ奪更ニ關係ナカリナリ然ルニ此變乱ニ際シ朝
鮮國王陛下が其禍亂ノ宮闈ニ及ハシテ處々始ヒ特命ナ以
テ我公使ニ參使館護衛ノ兵ヲ率キテ王宮ヲ護衛セントナ依
頼セラレタケニ付キ我公使ハ之ニ應シタルノナレ共此逆セ
唯國王陛下ニ御依頼ト聞キ何ハ指揮キ其命ニ應シタルマヂ
ニシナ例ヘソ國家ニ騒動アリトテ其主人ヨリ助チ求メタル
キヘ其騒動ノ原因ヘ何事ニ在リトモ此等ハ間フニ達アラズ
免モ角モ主人ノ安危ニ關スル事ト聞ケバ先づ取敢エズ有合
ノ武器ナ携ヘテ國家ニ駐付ケ主一人一家ノ安全ヲ保護セザル
ベカフザルシ加シ國家ノ附合ニ於ケ當然ノ所爲ト爾フベシ
右ノ次第ニテ今西京城ノ事變ニ我公使ガ王宮ヲ護衛シタル
ハ異ニ議衛ヲ爲メナレバ若シ他ニ事變ナキナハ此變乱ノ鎮
靜スルヤ否ヤ公使ハ國王陛下ニ報ナ告ギ兵ヲ率キテ公使館
ニ引揚ゲタル時コナフン其後此變乱ヨ・朝鮮政府ニ如何ナル
變更ナ生スルセ又朝鮮政府ガ如何ニ此變事ノ成分ナ爲スモ
此等ハ全ク朝鮮ノ内事ニシテ我國ノ預リ知ル所ニアラザレ
ハ我公使モ警テ此ニ隊ナセム・コトナカリシナフン左レハ
此事變ハ故無微尼我國ニハ關係ナキ善ナリニ奇怪ニモ京
城屯在ノ支那兵等ガ理不整ニ王宮ニ押迫セ王宮ヲ護衛スル
我兵ヲ攻撃シタルノミナフズ我公使館ヲ焚キ我商民ナ屠戮
シ暴虐ト亂暴トヲ極メタルニ依リ始メア我國ト支韓兩國ト
ノ間ニ事端ナ生シ我國ヨリ支韓兩國ニ向ヒ談判ナ開クニ連
我兵ヲ攻撃シタルノミナフズ我公使館ヲ焚キ我商民ナ屠戮
リタルモノヤレバ此度ノ事件ニ支那人朝鮮人が我ニ對シテ
寄チ加ヘタルハ明々白々ニシテ復ダ一點ノ疑ナモ窺レザル
處ナルニ支那人ノ被虐ナル忍ナ盧ヲ第ニ日本ハ清國ナ目下
佛國ト戰争中ナルニ景氣シ自ラ景瑞ナ開キ佛國ト同盟シテ清
國ヲ侵略セバトス环廻レマニキ妄言ナシ造作シテ罪ナ我國ニ
説キ自タア其咎ヲ免ガレント欲スル者ノ如シ支那人ガ盧チ
第ニ人ナ景氣ニ巧ナルハ世人ノ見マア知ル所ナレバ我輩ハ
此回ノ事ニ付キ此等ノ妄言ナ聞キテ毫モ驚カズ唯彼レガ舊
説ナ演シテ通ニ自タア其虚偽ヲ世上ニ表白スルニ足ルモノ
ナリトテ之ヲ一笑ニ付セントスルノミ

憲が罪を承りと云ふは吾支那と軍ふを承りと云ふ
非ず今佛清事件こそ好機會あれば此損失ふ可らずとの
意あるんあれども支那は素より佛と戦ふを好まず佛も亦
至當の償を得れ心喜て和を納る可きが故に我日本國が清
國に向ひ初より必戰の決心を示したば清へ直々佛と和
し其全力を集めて日本に向ふことなほ斯の如きは甚だ
恐る可きなり故に此回の談判には先づ速に清國に機会ひ
彼れダ我方の求に應せれば妙あり仮令ひ或は應せざるも
敢て直に決戦を布告せずして退て佛と連合を約し佛より
軍費を借用して我國より軍械兵士を出し共々力を合して
支那と戦ふべし是即ち和戦共々我に利あるの策なり云々^ト
右ハ論著ノ言ノ大要ナリ抑モ今西朝鮮事變ノ處分ニ付キ我
東ノ意見ハ前々ヨリモ幾回カ論陳スル如ク我國ハ支那人ノ
者タル支那ト朝鮮トニ向ヒ十分滿足ナル要價ヲ爲スベト
云フニ在リ戰爭ノ吉事ニアフザルハ論者ノ說ノ如クナレハ
爲メニ非常ノ損害ト後悔トナ被フリタルモノナレハ其主客
觀ノ意見ハ前々ヨリモ幾回カ論陳スル如ク我國ハ支那人ノ
者タル支那ト朝鮮トニ向ヒ十分滿足ナル要價ヲ爲スベト
此ニ過ぐル者ナシト雖ニ彼等ノ頑固ニシテ傲慢ナル或ハ我
至當ノ要求ニ聽カズ何成アモ我國ニ無禮ナ加ヘントスル
モ知ルベカフザルガ故ニ斯ル場合ニバ設合戰爭ノ害ハ何程
ニ慘酷ナリトモ國ノ面目ト利益トニハ替難ケレバ一步モ退
カズシテ極度ノ場合ニハ兵力ニ訴ルノ外アル可ラズ且戰爭
ハ凶事ナリトハ云ヘ之ガ爲メニ國民ガ慷慨ノ眠ナ撓破シテ
勤勞ノ習ナ養ヒ外國ニ對シア我國ノ權力ナ増スガ如キ其利
益ニヨシア足ラズキレハ或ハ禍ナ轉ソラ福トナスノ結果モ
アルベク戰爭ナリトテ決シテ要フルニ足ラズ寧ロ喜フベキ
モノモアラント云フニ在リテ敢テ初ヨリ無理ニモ戰爭ナ爲
シテ恰セ佛國西チ後指ニ爲サントスル者ナラント處断定
スルニ至テハ我輩一言セザルチ得ザルナリ固ヨリ世上ノ廣
き議論ノ多キ主戰論トア一様ナラ大時ニ威ハ斯ル意味ノモ
ノセアル可ク又反論者ガ是レアリトシテ取スルモ論者一己
ノ窓見ナレハ我輩ノ味ナ察ル、ナ要セスト雖ニ唯不幸ニシ
テ論者ガ主戰論ト名ケタル論旨中ニハ往々我輩ガ平素主張
スル論調ヲ含蓄スルチ以テ我輩ハ敢ニ論者ノ說ヲ取スル
ニ非ザレ共世人ノ爲メニ我論旨ヲ擬態セラレントナ恐レテ
ナレバ此點ニ於テハ我輩専ニ異論ナシテ已ナ得ザル場合ニハ干戈
一概ニ戰爭ナ非トスルニ非ズシテ已ナ得ザル場合ニハ干戈
ナルト論者セ異論ナキ所ナラン然ルニ偶然ニセ此回ノ事件
レア故ヨリ端ナ開キタルモノナレハ彼支那人ガ云フ如ク佛
清事件ニ鑑シテ日本ヨリ事ナリメタリ杯トハ全ク無措ノ談
ナルト論者セ異論ナキ所ナラン然ルニ偶然ニセ此回ノ事件
ハ佛清交渉ノ最中ニ起リタルナ事ア獨リ支那人ノヨナラズ
周外ナル西洋人ノ間ニセ琴曲ノ事情ナ知フザル輩ハ往々此
日本國ノ不幸ナリト云ハザルナ尚ズ本末倒置ノ眼中ニハ佛
清ナシ其兩國ノ間ニ何様ノ關係アルモ我ガ知ル所ニ非ズ唯
ズ今回ノ事變ナ偶然ニセ佛清ノ紛糾中ニ舊シタルハ却ア我
支那人我ニ對テア恐ブ可ラザルノ後悔ナ加ヘタルヲア相
當ノ程度ナ用シテ歐洲ノ若シモ放レガ我正當ノ要求ニ

朝鮮事變

○朝鮮國王 昨夜左の電報在上海本社特派通信員本多景四郎君より到達したり

一月十日午後四時上海發電報
日本政府支那ニ朝鮮國王ヲ執ヘタルヲ責ム支那政府儒士
官ばうり(人名カ)ヲシテ送リ歸サシムト北支那日々新聞
一見ニ

此電報の趣旨依れば支那政府ハ一旦朝鮮國王と執らへたれ
キも日本政府より詰責せられると以て再びこれを送り歸
しゆりといふものゝ如し併し國王を執らへたるが訛傳なれ

ばこれで送り歸したるも亦訛傳百出の有様と見ゆ

一月十一日午後一時三十分

右の通り通信員より電報なりた
テ出題する場合ハア
發スル由

丸は昨日夕刻頃更に其筋より
會せられたる由

一月十一日午前十時三十分新潟通信員發電
當縣下ニテ朝鮮事件ニ付從軍及ヒ獻金ノ企ニ基

○栗野外務書記官 同書記官が過日輝地より歸朝せしゝ付てハ一日の休暇もなく日々早朝より外務省は無論本政宮へ

○御用船 共同汽船會社の肥後丸、紀伊丸は今度其船より
御用船を申付らるゝとのとあり

○居間人の建白 調停並山浦より居間する我國の商人は去月三十一日同所の商務會館所に於て忘年會を催せしが其際何人の讃嘆となく今回之事態と付てハ我國が如何なる威儀

をもすべきや否の談論に及びるに虚中の人々種々に意見と述べ或は曰く朝鮮政府をして今回の變亂に與りたる事大